

令和2年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）に係るFAQ

調査事業

【補助金対象可否】

No.	質問（Q）	回答（A）
1	メーカーと共同研究を計画しているが、共同研究は補助対象となるのか？	補助対象となりません。
2	増出力または増電力量に繋がる増取水のための調査は補助対象となるのか？	補助対象となります。

【申請～交付決定前】

No.	質問（Q）	回答（A）
3	調査事業の申請書で図面提出とのことですが、どのような図面が必要なのか？	対象となる既設機器（水車、発電機等）の外形図、機器配置図等です。
4	同一発電所で調査事業を2件申請する場合、申請書を個々に提出してもよいのか？	原則発電所単位の補助金のため一括で申請してください。
5	補助対象経費「区分」の「設計費」（公募要領2頁他）が適用される業務はどのようなものか？	土木建築分野で設計事務所などへ外注する業務を想定しています。
6	年間発電電力量の算定方法はどのようにすれば良いのか？	年間発電電力量の算定には、原則として至近10年間の流量の365日データ（日平均）を最大から並べたものの平均値（1月1日からの日毎の平均値ではありませんのでご注意ください）を使用し、既設設備時と設備更新後（見込値）の水車効率を基に、水車出力、発電機効率、発電機出力を算定し、その和を記載ください。